

# 慶弔に関する規程

第 1 条 この規程は埼葛退職校長会会則第15条に基づき、会員の慶弔に関し定めることを目的とする

第 2 条 慶事については、次の通りとする。

1. 会員が叙勲その他の栄誉を受けた場合は、会報に掲載しこれを顕彰する。
2. 会員が次の年齢に達した場合は、次の通りこれを祝賀する。  
( 4月2日より翌年4月1日の期間 )
  - (1) 満77歳(喜寿)の場合は、会報に掲載する。
  - (2) 満88歳(米寿)の場合は、寿詞を贈り、会報に掲載する。
  - (3) 満99歳(白寿)の場合は、寿詞と記念品を贈り、会報に掲載する。
3. 会長、副会長、監事、専門部長、事務局長または局員がその職を退いた場合には、感謝状並びに慰労金を贈る。
4. 理事がその職を退いた場合は、感謝状を贈る。
5. 記念品については、別に定める。

第 3 条 弔事については、次の通りとする。

1. 会員死亡の場合は、生花を供え、弔辞を捧げる。
2. 会長、副会長、顧問、監事、理事、~~部長~~事務局長または局員が死亡した場合は、生花と香典を供え、弔辞を捧げる。
3. 元前項の役職にあった者が死亡した場合は、同項の規定を準用する。
4. 香料については、別に定める。

第 4 条 この規程の改廃は、理事会で定め、総会に報告する。

付 則

1. 第2条3項の慰労金は、昭和60年4月6日の定めによる。
2. 第2条5項の記念品は、5,000円とする。
3. 第3条の生花は、1万円とする。
4. 第3条4項の香料は、5,000円とする。
5. この規程は、平成7年5月24日より施行する。
6. 平成13年4月1日 一部改正  
( 第2条3項と第3条2項に部長を加える。 )
7. 平成18年5月20日 一部改正  
( 第2条2項に白寿を加える。 )
8. 平成19年10月12日 一部改正  
( 第2条第3項の慰労金のうち、会長、副会長については減額 )
9. 平成25年4月1日 一部改正  
( 第2条2項 (1) および (2) )
10. 平成30年4月6日 一部改正  
( 第2条2項の4月1日から翌年3月31日の期間を4月2日から翌年4月1日の期間に改める。 )
11. 令和6年4月11日 一部改正  
( 「規定」を「規程」に、「花輪」を「生花」に、「部長」を「専門部長」に改める。 )